（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正）

第七条　経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第九条） 第二章　産業活動における新陳代謝の活性化 第一節　特定新事業開拓投資事業の促進（第十条―第十四条） 第二節　事業再生の円滑化（第十五条―第四十八条） ［削る］ 第三節　事業活動における知的財産権の活用（第四十九条―第五十六条） 第三章　株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等（第五十七条―第六十一条） 第四章　中小企業の活力の再生（第六十二条―第六十五条） 第五章　雑則（第六十六条―第六十九条） 附則 （特別事業再編における経済産業省令で定めるところにより算出される額） **第四条の二**　法第二条第十二項第一号の事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額は、法第二十五条第一項の認定の申請又は法第二十六条第一項の変更の認定の申請に係る特別事業再編計画における法第二条第十二項第一号イ又はロに掲げる措置の実施の予定日（以下、この号において「実施予定日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度末（当該申請の日において、当該実施予定日の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していない事業者にあっては、当該事業年度の前事業年度末とすることができ、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない事業者にあっては、当該事業者の選択により、当該実施予定日の属する四半期会計期間（事業年度が三月を超える場合に、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した期間をいう。）の直前の四半期会計期間末（当該申請の日において、当該四半期会計期間に係る四半期報告書（金融商品取引法第二十四条の四の七に規定する四半期報告書をいう。）を提出すべき期限が到来していない事業者にあっては、当該四半期会計期間の前四半期会計期間末とすることができる。）とすることができる。）の貸借対照表（当該申請の日において設立の日の属する事業年度の確定申告書を提出すべき期限が到来しておらず当該貸借対照表を用いることができない事業者にあっては、成立時の貸借対照表）に計上されている現金及び預金の帳簿価額から売上債権の帳簿価額（売上債権のうち回収不能の売上債権がある場合にはその帳簿価額を控除した額）及び棚卸資産の帳簿価額（不良在庫がある場合にはその帳簿価額を控除した額）を減算し、仕入債務の帳簿価額を加算した額とする。 2　法第二十五条第一項の認定の申請又は法第二十六条第一項の変更の認定の申請に係る特別事業再編計画に法第二条第十一項第一号イからホ（事業又は資産の譲渡を除く。）まで、又は同号ト若しくはリに掲げる措置が含まれるときは、前項の規定により算出した額から次の各号に掲げる額の合計額を減算することができる。	目次 第一章　総則（第一条―第九条） 第二章　産業活動における新陳代謝の活性化 第一節　特定新事業開拓投資事業の促進（第十条―第十四条） 第二節　事業再生の円滑化（第十五条―第三十三条） 第三節　設備導入促進法人（第三十四条―第四十八条） 第四節　事業活動における知的財産権の活用（第四十九条―第五十六条） 第三章　株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等（第五十七条―第六十一条） 第四章　中小企業の活力の再生（第六十二条―第六十五条） 第五章　雑則（第六十六条―第六十九条） 附則 ［新設］